

京 都 大 学 物 質 - 細 胞 統 合 シ ス テ ム 拠 点 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(設置)                      第1条 京都大学に、国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第50条の4の規定による「世界トップレベル国際研究拠点形成促進プログラム」を実施するための研究拠点として、物質—細胞統合システム拠点（以下「拠点」という。）を置く。                      （後 略）</p>	<p>(設置)                      第1条 京都大学に、国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第48条の規定による「世界トップレベル国際研究拠点形成促進プログラム」を実施するための研究拠点として、物質—細胞統合システム拠点（以下「拠点」という。）を置く。                       附 則                      この規程は、平成23年4月1日から施行する。</p>